

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年五月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年十二月十八日奈良県指令建第一〇四―一一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年五月十八日建第九六三二号  
公共施設に関する工事の検査済証 令和二年五月十八日建第五六〇六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市豊田町一五七番一、一五七番三、一五七番五、一五七番六、一五七番七、一五七番八、一五七番一〇、一五七番一一、一五七番一二、一五七番一三、一五七番一四、一五七番一五、一五七番一六、一五七番一七、一五七番一八、一五七番一九、一五七番二〇、一五七番二一、一五七番二二、一五七番二三、一五七番二四、一五七番二五、一五七番二六、一五七番二七、一五七番二八、一五七番二九、一五七番三〇、一五七番三一、一五七番三二、一五七番三三、一五七番三四、一五七番三五、一五七番三六、一五七番三七、一五七番三八、一五七番三九、一五七番四〇、一五七番四一、一五七番四二、一五七番四三、一五七番四四、一五七番四五、一五七番四六、一五七番四七及び一五七番四八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区堂島二丁目二番二号

ミサワホーム近畿株式会社 代表取締役 下山隆

大阪府門真市元町八番四号

株式会社高宮 代表取締役 高宮健

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市豊田町一五七番一及び一五七番三

公園 橿原市豊田町一五七番四二

下水道 橿原市豊田町一五七番一及び一五七番三の各一部

水路 檀原市豊田町一五七番一九及び一五七番四四

一 許可番号

平成三十一年二月十八日奈良県指令建第一〇二―一七二号

令和二年一月六日奈良県指令建第一〇二―一七二―一号

令和二年四月八日奈良県指令建第一〇二―一七二―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年五月十九日建第九六三三三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字大安寺一二八番二一及び一二八番二二の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市伏見区西大黒町一〇三八 ヴィラケント一階

一建設株式会社京都営業所 代表取締役 堀口忠美

一 許可番号

令和二年三月三日奈良県指令建第一〇四―一五三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年五月十九日建第九六三四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字百済七六五番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市良福寺四七五番地の五

有限会社昇陽ハウジング 代表取締役 浅利賢也

一 許可番号

令和元年十一月二十七日奈良県指令建第一〇四―九九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年五月十九日建第九六三三五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市中戸四四八番一、四五二番一及び四五三番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市北花内三四七番地七

社会福祉法人ふれあいの会 理事長 田宮久好